

第3次男女共同参画基本計画 H29推進計画の評価とH30推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行う必要がある
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第3次男女共同参画基本計画推進項目												
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	2次基本計画期間の取組状況と3次基本計画期間における課題と方向性	5年後の具体的目標(指標)	H29年度計画(目標)	評価	H29評価の理由	H29評価実績	今後の課題	H30年度計画(目標)	担当課
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	1 学習機会の提供や啓発の実施	1	・生涯学習における学習機会の提供	高齢者、特に女性の生涯学習に対する意欲は高く、既存の公民館講座の中で、自らの興味、教養を十分高めたいと考えています。後期教育基本計画に謳われている生涯学習・社会教育のイメージプラン「学びの郷南魚沼プラン」が目指す世代間をつなぐ学びの循環の実現により、性別にとらわれない新たな学びの場づくりへとつながる取組を進めます。	高齢者、特に女性の生涯学習に対する意欲は高く、既存の公民館講座の中で、自らの興味、教養を十分高めたいと考えています。後期教育基本計画の生涯学習・社会教育のイメージプラン「学びの郷南魚沼プラン」が具体的に、世代間をつなぐ学びの循環の実現により、性別にとらわれない新たな学びの場づくりへとつながる取組を行い、新たな生涯学習を推進します。	南魚沼市の生涯学習が「学びの郷南魚沼」の実現を目指し、生涯学習センター設立などや市民が性別にとらわれず活躍するため、より具体的な生涯学習講座等の企画・運営などを検討します。	A	・生涯学習・社会教育全般にわたり、性別、世代を問わず、学ぶこと、教えること、伝えることにより、市民と地域が輝くことを目標に、学びの郷南魚沼プランの平成30年度事業実施に向けた具体的な検討を行い、トライアル企画案の提出に努めた。また、生涯学習センター設置については、当初は市民会館旧図書館の有効活用としてのセンター設置を念頭に検討してきたが、教育委員会組織の移転等により、設置場所等については次年度以降に検討することとなった。	・学びの郷南魚沼プラン実施検討委員の提言と報告により、トライアル企画案「地域の宝をみんなで探そうWe南魚沼」と題して事業展開を行う。・学びの郷南魚沼の啓発のため、ロゴマークを作成し、公民館講座、教養講座、のびのび塾、女性学級などのチラシに掲載し、啓発を行った。・市内各種団体、県、国の出先機関などにも個別訪問等により学びの郷南魚沼の基本理念を説明し、ロゴマークの活用を含め啓発を行った。また、10/28に市民会館で説明会を実施し、周知活動、アンケートなどを行った。	・男女問わず、学ぶことの大切さを呼び掛け、学びの郷南魚沼プランの基本理念を実現するための世代間の交流による学びの伝承や、住み続けられるまちづくりを目指した市民主体で市民ニーズに即した生涯学習事業の展開を図る必要がある。・学びの郷南魚沼の事業については、新たな委員会等は設置せず、社会教育委員を活用し、検証、検討、答申などを行うこととした。	・トライアル企画案「地域の宝をみんなで探そうWe南魚沼」と題して事業展開を行う。新たな学びの場づくりにつながる取組として8/5には県と共催で名水ツアーを実施する予定。・引き続き啓発を行う。各種チラシにロゴマークを掲載するよう依頼を行う。・社会教育委員へ事業協力を依頼し、30年度末までに教育委員会へ答申するため、連携した体制強化を図る。	社会教育課
		2	・さまざまな手法による啓発の実施【女性活躍推進計画】	セミナー等を市民会議との共催で実施しました。また、県のハビパートナー企業募集の周知や、「男女共同参画週間」等の広報活動に努めました。市民会議でも啓発チラシ(ハローモニ)を発行し、男女共同参画の重要性について情報発信をしています。今後も市民会議等と連携しながら、普及啓発に取り組むとともに、セミナーや学習会を開催し、男女共同参画について気づきや理解を深める活動を実施します。	・セミナーの開催やウェブサイトや市報による広報など、さまざまな手法による啓発を実施します。	・公益財団法人新潟県女性財団との共催による男女共同参画セミナーの実施 ・男女共同参画週間との周知 ・市民による男女共同参画週間の周知 ・市ウェブサイトによる啓発実施	A	・公益財団法人新潟県女性財団との共催による男女共同参画セミナーを開催した。 ・市報による男女共同参画週間の周知。 ・市ウェブサイトによる啓発実施。	・10月28日に地域セミナー「ワークライフバランス～戦略的な時間の使い方を～」を開催。1回/年 ・市報掲載(6/15号)、周知。 ・市内各種団体、県、国の出先機関などにも個別訪問等により学びの郷南魚沼の基本理念を説明し、ロゴマークの活用を含め啓発を行った。また、10/28に市民会館で説明会を実施し、周知活動、アンケートなどを行った。	・男女共同参画というフレーズを全面に出すと難しく考えてしまう傾向にあるので、受け入れやすい切り口で、啓発していく検討も必要である。	・公益財団法人新潟県女性財団との共催により男女共同参画セミナーを実施する。1回以上 ・男女共同参画週間と啓発を市報に掲載する。(6/15号) ・推進プランを市ウェブサイトで公表する。	企画政策課
	2 教育による取組の充実	3	・発達段階に応じた男女平等教育の推進【女性活躍推進計画】	保育園・幼稚園から小学校などの発達段階に応じた男女平等教育は推進されています。また女性への差別は人権課題であることから、人権・同和教育について体系的な計画を作成し、発達段階や地域や児童生徒の発達の進捗に即した適切な指導を進めます。	幼児小の連携を図り、人権の尊重、男女平等、相互理解への取り組みを継続し、指導の充実を進めます。	幼児期の発達段階に応じた、指導を行います。	A	・互いの呼び方が「さん」付けになったり、男女混合名簿が浸透してきている。	・保育園、幼稚園では男女平等教育として名簿や順番等でも配慮されている。	・男女平等教育の意識の定着を図る。	・幼児期の発達段階に応じた、指導を行う。	子育て支援課
			・発達段階に応じた男女平等教育の推進【女性活躍推進計画】	南魚沼保健所管内では、10代の妊婦件数が県データを上回る年が多かったことから、思春期での望まない妊娠や性感染症予防が重要となっています。中学校で外部講師による性の健康教育(3年生対象)が実施されていますが、講師の確保が困難で、今後の継続が問題となっていることから、今後も継続して協議を行い、効果的な取組となるよう進めていきます。・男女が区別なく協力して学習活動に参加する姿が多く見られるようになりました。全ての学校で年間指導計画を作成し、引き続き男女平等教育の充実を推進していきます。・PTA活動等において、男女平等の意識は定着しつつあるものの、地域コミュニティの年齢層では未だ理解と認識が不十分な状況です。このため、今後も継続してPTAに対する男女共同参画の意識啓発とPTAから地域コミュニティに対する啓発の発信に取り組めます。	性感染症や望まない妊娠を防ぐために必要な知識を習得し、自らの健康管理ができるよう、全ての学校で年間指導計画を作成し、子どもたちへの性教育を推進します。	市内全中学校で性の健康教育を実施し、子どもたちの知識の習得を図るため、性教育を進めていきます。	A	・性の健康教育を実施することにより、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎育成の一助となった。	・市内の全6中学校で性の健康教育を1回ずつ実施した。 ・講師の人材が不足しているため、継続可能な健康教育の体制づくりが必要。	・市内の全4中学校で、3年生を対象とした性の健康教育を1回ずつ実施する。	学校教育課	
		4	・多様な職業選択を可能にする学習機会の充実【女性活躍推進計画】	小学校では職場訪問、中学校では職業体験に取り組んできましたが、男女共同参画の観点での取組は不十分な状況です。今後は、男女が各人の能力、適性を考え、性別にとらわれず、さまざまな職業選択を可能にするための学習機会の充実を図ります。	職場体験・職場訪問などの学習機会の充実により、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を進めようとしています。	特色ある学校づくり事業及びキャリア教育推進事業などを活用し、性別による職業体験・職場訪問を実施します。	B	・学習活動の中で男女平等の考え方が浸透してきている。	・各学校で職場訪問及び職場体験、また特色ある学校づくり事業等を実施した。	・発達段階に応じた男女共同参画への意識啓発を図ることが必要。	・継続して職場訪問及び職場体験等を行うことにより、多様な職業選択を可能にする学習機会の充実を図る。	学校教育課
5	・性と生殖に関する健康と権利(プロダクティブ・ヘルス/ライフ)の啓発【DV防止基本計画】	当市の現状として、10代の人工妊娠中絶率が、近年増加傾向にあり、10代の出産数も人口に比べて多いという課題があります。望まない妊娠・出産や、その後の性感染症や育児での虐待につながることもあります。そのため、保健所を中心に、関係機関と連携を重ね、中学3年生全員に向けた「思春期の性の健康教育」を実施しました。プロダクティブ・ヘルス/ライフという考え方について、広く社会に浸透していくためにも、思春期から男女の体の仕組みや健康上の違いについて学び、互いに理解し合う教育が必要です。そのため、今後は思春期から自分も相手も大切に考えることができるよう、学校現場と連携し性の健康教育を継続していきます。	・学校や関係機関と連携し、思春期からの性の健康教育を継続実施することにより、10代の妊娠率減少を図ります。また、広報等も含めて「プロダクティブ・ヘルス/ライフ」の啓発を進めます。 ・中学3年生の「性の健康教育」受講後の性に関する知識・理解の向上を図ります。	・学校、関係機関との連携により市内中学3年生全員に対する「性の健康教育」を実施します。受講後、性の健康管理に関する知識が高まったことが分かった。 ・子ども・若者育成支援センター利用者への性に関する健康教育を1回(女子会3人)実施した。 ・H28年度から中学3年生に対する健康教育を開始した。その効果については数年後の評価などを見込みます。	A	・市内6校の中学3年生全員を対象に「性の健康教育」を実施しました。また、アンケートを行った結果、性の健康管理に関する知識が高まったことが分かった。 ・子ども・若者育成支援センター利用者への性に関する健康教育を1回(女子会3人)実施した。 ・H28年度から中学3年生に対する健康教育を開始した。その効果については数年後の評価などを見込みます。	・当市は、県内でも10代の妊婦件数(15-19歳女子人口100対)が多い実態にある。予期せぬ妊娠である場合も多く、性感染症のリスク、学業の継続、児童の虐待予防の観点からも学校や関係機関との連携による思春期の性の健康教育が必要。また、若年の妊婦は妊娠届出が遅くなる傾向があるので、「困ったらSOSを出す」という啓発が必要。	・学校、関係機関との連携により市内中学3年生全員を対象に「性の健康教育」を実施する。受講後、学校が実施する性の健康管理について事後アンケートによる理解度(知識やイメージ)の評価を実施する。事前事後のアンケート結果の比較、事前より理解度が向上する。 ・子ども・若者育成支援センター利用者への性に関する健康教育を実施する。健康教育回数 1回	保健課			
II 男女が共に参画する活力あるまちづくり	3 家庭における男女共同参画の推進	6	・多様なニーズに対応した保育サービスの充実【女性活躍推進計画】	ほのほの広場の開催日数の増加及び施設の改善・改修に伴う乳児・未満足児保育体制の拡大についてはほのほ計画通り整備できました。また、認定こども園での延長保育、一時預かり、土曜日保育、子育て支援事業も開始しています。今後は費用対効果を踏まえうえ、機能の拡充や、多様なニーズに対応した保育サービスの充実のための整備を進めていきます。これまでの手当中心の支援から、就業、自立支援に向けた総合的な取組への支援が必要とされています。	・ほのほの広場参加者数の増加 22,397人(H28)→25,000人(H30)	・ほのほの広場拡充(開催日数の増加、支援内容の充実) ・多様なニーズに対応した保育サービスの充実のための整備を進めます。	A	・ほのほの広場の拡充に伴い、土・日・祝日開催としたところ利用者が大幅に向上した。	・ほのほの広場利用者数 H28年度 22,397人 H29年度 29,436人	・子育ての駅「ほのほ」で行っている事業を充実させていくこと。	・各世代に合わせた「子育て支援学習会」の開催する。観世代4回、祖父世代1回、全世代1回	子育て支援課
		7	・積極的に子育てを支援する基盤の充実	・放課後児童クラブを市内17か所に設置して取り組んできましたが、利用児童が急増し一部の施設で待機児童が生じています。このため、小学校の空き教室等を確保し、「放課後子ども教室」と一体的に取り組み、多様な体験・活動ができる環境づくりを進めます。 ・ひとり親家庭への支援として、経済的支援に加え、収入を得るための自立支援事業の拡充、子育て支援の情報発信として、子育てブックの配布を行ってまいりましたが、利用者が少ない状況にあります。今後は、関係機関と連携を強化し、よりニーズに合ったひとり親家庭への支援と、子育てのガイドブックとなるよう、子育てブックの内容を充実させ、利用者の拡大を目指します。 ・育児の援助を受けたい人と援助ができる人を繋ぐファミリーサポートセンターによる保育サービスを実施しています。提供委員の増員が課題ですが、趣旨の理解を促し、会員登録へと繋げる取組を行っています。また、ほのほの広場の拡充については、ニーズにあった施設を目指して内容を検討します。	・ファミリーサポート登録会員数の増加 H28年度:148人→H32年度:160人	・ファミリーサポートを身近に感じ利用していただくように、要する提供委員の確保と、事業の周知活動を行います。 ・自立支援事業について、市報やウェブサイトなどを通じて周知を図ります。	A	・自立支援事業は、H28年度末からしばらく支援実績がありませんでしたが、事前相談はわずかに増え、H29年度は3件ありました。うち1件は支給に結び付き、次年度以降も支援が続く予定。 ・ファミリーサポート事業ではH29年度、提供・両方会員登録合わせて10名増やすことができ、依頼委員の要望に幅広く対応することができた。 ・ほのほの広場を移転拡充し、子育て支援施設の充実を実現した。	・高等技能訓練促進費受給者 H28年度 0人、H29年度 1人 ・ファミリーサポート利用回数 H28年度 184回 H29年度 318回 ・ファミリーサポート登録会員数 H29年度 176人 ・子育ての駅「ほのほ」を商業施設敷地内に設置	・自立支援事業について、支援を必要とする人が事業の情報を自動的に得られるようになること。 ・ファミリーサポートで、日曜・祝日にサポートできる提供委員を増やしていくこと。 ・子育ての駅「ほのほ」で行っている「ちょびり託児」を通して、ファミリーサポート事業を一人でも多くの方に広げ、子育てのサポートができる環境を整える。ファミリーサポート登録会員数 160人(依頼委員の退会が見込まれるため全体での登録会員数は減少すると思われる。)	子育て支援課	
子ども・若者育成支援センター	8	・子どもを育てる地域の連携促進事業として、学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動を実施してきました。現在、学校支援地域本部「はなさき本部」、家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」4小学校支援学校、放課後子ども教室「柳屋放課後センター」と学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみでの子育てを進めています。しかし、家庭教育支援事業での父親向け学習会への参加者が少ないなど、依然として男女間の固定的役割分担の意識があるのが現状です。家庭教育における男女共同参画の必要性の周知のほか、地域づくり協議会や関係部署などと連携を図りながら、引き続き子育てでの視点から学びあうことでみんなが成長できる事業を行います。	・学校支援地域本部拠点校1か所(H28)→3か所(H30) ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施	・学校支援地域本部は「おざわ木部」本部の拠点校を中心に塩沢地域の小学校に取り組みを拡大します。 ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施します。	・大崎小学校のはなさき本部に加え、平成29年度におざわ木部を設置した。塩沢地域の小学校に取り組みを拡大します。 ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施します。	A	・大崎小学校のはなさき本部に加え、平成29年度におざわ木部を設置した。塩沢地域の小学校に取り組みを拡大します。 ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施します。	・塩沢地域の未決定校のコーディネーターの早期決定	・学校支援地域本部は塩沢地域「おざわ木部」に続き、六日町地域「むいかま本部」を設置し、六日町地域の小学校に取り組みを拡大する。 ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施する。	子ども・若者育成支援センター		
		・これまで妊婦健診助成事業や不妊治療・不育症治療の医療費助成事業について、取組と周知を図ってきました。また、妊婦・出産期の子宮頸がんや子育て中の乳がん等が増加傾向にあることから、早期発見・治療への取組に努めています。検診会場では、乳がんの自己検診法等の普及啓発にも取り組んでいます。今後は、医療費助成事業等について周知と丁寧な対応に努めながら、継続して取り組み、がん検診の受診率を維持するため、より受診しやすい検診体制を整備していきます。 ・マタニティサロンは土曜日に開催した結果、参加者の80%が夫婦での参加となっています。この他に関係機関等が開催する母親学級や両親学級にも夫婦での参加が増えています。今後も特に初産婦のより多くの参加を呼びかけるとともに、関係機関等が行う両親学級を周知していきます。	・不妊治療・不育症治療の医療費助成の継続 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上	・不妊治療・不育症治療の医療費助成の継続と事業の周知を徹底します。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上のため、申込者で未受診者への電話勧奨、受診者増のための普及啓発を継続します。(2か月児訪問時、保育園・商工会等へのポスター掲示)	A	・不妊治療・不育症治療の医療費助成の継続と事業の周知を図った。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上のため、申込者で未受診者への電話勧奨、受診者増のための普及啓発を行った。(2か月児訪問時、保育園・商工会等へのポスター掲示) ・子宮頸がん検診、乳がん検診ともに、昨年と比べて申込みに対する受診率が上昇した。 ・子宮頸がん検診受診率 H28年度78.7%→H29年度80.7% 乳がん検診受診率 H28年度83.1%→H29年度84.1%	・全国的には20歳代後半から30歳代後半の若年層の子宮頸がん罹患率が増加傾向にある。また、乳がんは女性のがん罹患率の第1位であることから今後もさまざまな場を利用して受診率の向上に努める必要がある。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上のため、申込者で未受診者への電話勧奨、受診者増のための普及啓発を継続する。(2か月児訪問時、保育園・商工会・美容院・店舗・病院等へのポスター掲示) 申込に対する受診率 子宮頸がん検診 81%、乳がん検診 84.5%	・不妊治療・不育症治療の医療費助成の継続。 ・事業について市報やウェブサイトに掲載し、医療機関への周知等により市民への事業の周知を徹底する。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上のため、申込者で未受診者への電話勧奨、受診者増のための普及啓発を継続する。(2か月児訪問時、保育園・商工会・美容院・店舗・病院等へのポスター掲示) 申込に対する受診率 子宮頸がん検診 81%、乳がん検診 84.5%	保健課			

第3次男女共同参画基本計画 H29推進計画の評価とH30推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第3次南魚沼市男女共同参画基本計画推進項目		2次基本計画期間の取組状況と3次基本計画期間における課題と方向性		5年後の具体的目標(指標)	H29年度計画(目標)	評価	H29評価の理由	H29評価実績	今後の課題	H30年度計画(目標)	担当課
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	<p>基幹病院開院に伴う魚沼地域の病院再編後も2つの市立病院の運営により、医療需要に応じた安定的な診療提供が実施されています。しかしながら、医師の地域的偏在などにより、常勤医師の確保は容易ではなく、特に小児科、婦人科では医師の絶対数不足のため、大学医師等からの非常勤医師の派遣により診療を行っている状況です。今後もしばらく、常勤医師確保対策を進める必要があります。また、看護師不足も課題となっています。引き続き市立病院において院内保育所を運営するなど、育児世代の看護師の働き方の改善や、出産後の職場復帰を支援する取組を進めます。</p>	<p>・機能分化に基づく医療提供体制の構築 ・常勤医師の確保と並行し、医師派遣による協力体制の構築</p>	<p>非常勤医師による、婦人科及び小児科外来の安定的な診療提供</p>	<p>・平成29年度は小児科は月～金、婦人科は火～土(午前中)の診療体制を非常勤医師により確保できた。</p>	<p>・医師の確保を図った。 小児科:非常勤医師1名、婦人科:非常勤医師1名</p>	<p>・医師の確保は、地域医療振興協会や大学病院等からの非常勤派遣のため、派遣先の事情で派遣してもらえなくなる可能性があること。</p>	<p>・育児世代の看護師が働きやすいように、週2日程度夜間保育体制について検討していく。また、引き続き小児科及び婦人科の非常勤医師の確保を図っていく。</p>	病院
				<p>・男性の家事・子育て参画の促進</p> <p>マトニテサロンは、夫婦での参加が多くなりましたが、その後の乳幼児健診や育児に関する講座等への父親の参加はまだ少ないのが現状です。しかし、1歳6か月児健診や3歳児健診になると、父親だけで子どもを連れてくる人もいて、ともに育児に関わる姿を見かけるようになりました。今後乳幼児健診等での父親参加についても働きかけを行い、男性の家事や子育てへの関心を高めていきます。</p>	<p>・マトニテサロン、乳幼児健診、育児学級等への父親の参加促進 (H28年度父親参加率:マトニテサロン82.8%、育児学級2.8%、4か月児健診10.5%、1歳6か月児健診7.8%、3歳児健診9.5%)</p>	<p>・マトニテサロンへの夫参加率80%、乳幼児健診、育児学級への父親参加率の対前年比増</p>	<p>・マトニテサロン以外各種教室や乳幼児健診時に参加する男性が増加した。幼児期の健診では、父親のみで連れてくることもあり、日常父親がよく関わっている様子が見られた。</p>	<p>・マトニテサロンへの夫参加率76.8% 父親参加率:育児学級9.4%、4か月健診8.3%、3歳児健診13.9%</p>	<p>・今後も父親も子どもの健診や育児学級等に参加してもらえよう、広報等を通じて働きかけが必要。</p>	<p>・マトニテサロンへの夫参加率80% ・父親参加率の対前年比増(乳幼児健診、育児学級)</p>	保健課
				<p>保育園行事、マトニテサロン、育児学級等への参加、保育園保護者会の役員男性就任状況などからも、男性の子育て参画は進んでいると感じられます。 今の子育て世代は、男女平等の教育を受け、共働きも当たり前、育児や家事を分担しなければ成り立たない生活スタイルになってきていますが、まだまだ女性に負担が偏っている家庭も多いため、今後とも機会を捉えて啓発していくことが必要です。</p>	<p>男性の子育て参画に向けた啓発の充実</p>	<p>保育園行事への参加や保育園保護者会役員などへの参加を呼びかけます。</p>	<p>・園の行事に男性の参加が増えてきている。また、園児の送迎にも男性がくるなど多くのことで男性の参加が多くなってきている。</p>	<p>・保育園行事への参加や、保育園保護者会役員などへの参加の呼びかけによる男性の子育て参加の増加</p>	<p>・男性の子育て参画の定着とさらなる推進を図る。</p>	<p>・保育園行事への参加や、保育園保護者会役員などへの参加の呼びかけを行う。</p>	子育て支援課
<p>・南魚沼市図書館での「読書のつどい」や「絵本のへや」、ボランティアによる読み聞かせや「たんぼほほ産」、青少年育成市民会議の「心豊かな子育て教室」など、親子で参加できる教室を開催し、男女共同参画に取り組んできました。男性参加は増える傾向にありますが、まだ数としては少ない状況です。事業内容の充実を図るとともに、男性参加を担いとして事業を実施する男性スタッフの割合を増やすことを検討するなど、男性が子育て教室等に気軽に参加できる環境づくりに努めます。 赤ちゃんと一緒に絵本を読み、楽しめたりあたたかい一時を家族で共有できるように、引き続きブックスタート事業に取り組みます。読み聞かせへの男性の関心が高まるように、現在は4か月児健診時に保護者へ絵本2冊を手渡しています。</p>	<p>平日を中心に行われている図書館での読み聞かせの事業等を土日などに実施することで若干ではあるが男性の参加も増えつつある。男性参加は増える傾向にありますが、まだ数としては少ない状況です。事業内容の充実を図るとともに、男性参加を担いとして事業を実施する男性スタッフの割合を増やすことを検討するなど、男性が子育て教室等に気軽に参加できる環境づくりに努めます。</p>	<p>本を介して親子で触れ合う機会を大切にすることを目的としたブックスタートや、読み聞かせ事業を今後も継続し、男の男性の参加しやすい環境づくりに努めます。</p>	<p>・幼児向けの事業として、南魚沼市図書館で「読書のつどい」や「絵本のへや」、大和公民館で「えほんであそぼ」や「たんぼほほ産」といった、主に絵本読み聞かせの会を行っており、幼児や保護者の参加を募っている。今後も、男性保護者(父親含む)の参加が増えるように事業を継続していく必要がある。</p>	<p>・男性保護者(父親含む)の参加は微々たるものであり、評価できる段階にはない。</p>	<p>・公民館、図書館との連携の中で、男性保護者(父親含む)の興味を惹くよう事業の見直しを行う。また、事業運営にあたり男性スタッフが参加することで、男性保護者が参加しやすい環境づくりに取り組む必要がある。</p>	<p>・本を介して親子で触れ合う機会を大切にすることを目的としたブックスタートや読み聞かせ事業を、今後も継続し、男性保護者(父親含む)の参加しやすい環境づくりに努める。 土日祝祭日の開催 24日 図書館協議会委員 男性 2人 読み聞かせの会(ボランティア団体)男性2人</p>	社会教育課				
<p>市では、在宅介護支援や介護予防事業を通じて、男女共同参画に向けた意識啓発、社協では、介護者交流会の開催や各地区で行っている介護者の会に対する支援、生活支援等に対するボランティアの養成に取り組みしてきました。 しかし、家庭内における介護については、女性が担うことが多いのが現状であり、介護が1人の人に集中しないよう男女が支えあっていくことが求められています。また、老々介護や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、地域で支える生活支援ボランティア等の必要性が増しており、新たな人材の確保が急がれています。 こうした現状を踏まえ、関係機関と連携して介護に関する相談の充実、生活支援等に対するボランティア活動の周知・広報活動、また、在宅介護や介護予防事業を通じて男女共同参画を推進することにより、介護人材不足の解消を図り、地域で高齢者を支えることのできる地域包括ケアシステムの構築を目指します。</p>	<p>認知症サポーター養成数の増加 延10,000人(H33) ふれあいいきいきサロン参加者数の増加(総合計画指標再掲) 20,500人(H33)</p>	<p>認知症サポーター養成数延8,200人 ふれあいサロン20,100人</p>	<p>・市内中学1年生に対する認知症サポーター養成講座を継続実施し、平成29年度中に1,014人の認知症サポーター養成ができ、目標数を達成できた。</p>	<p>・認知症サポーター養成数 延8,453人 ふれあいサロン参加者数 18,661人</p>	<p>・サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトの活動量に差があるため、キャラバンメイトが講座を企画・実施しやすいように支援する必要がある。 ・地域住民対象のサポーター養成講座の実施が少なかったため、地区役員への呼びかけや、一般向け養成講座を企画・周知することが必要。 ・ふれあいサロンについては、サロン数が減少傾向にあり社協と連携して運営ボランティア等確保が必要がある。</p>	<p>認知症サポーター養成数 延9,400人(1,000人/年) ふれあいサロン参加者数 20,200人</p>	介護保険課				
4	地域における男女共同参画の推進	<p>・行政区や団体のリーダーや役員への女性の参画促進</p> <p>行政区長会の期に行っているアンケート調査などを通じ、行政区における女性役員の活用について、推進を図ってきました。行政区の役員は、単独老人や母子世帯の増加を反映し、女性の参画が増えている傾向にありますが、役員打ち合わせや会合は、ほとんどが夜間であるため、家庭内の役割分担で女性の役員が多いのが現状です。世帯構成の変化により、必然的に女性の参画が必要な場面の増加が見込まれるため、行政区等へ女性参画の推進について啓発を行い、意識改革を進めます。</p>	<p>行政区における女性役員の比率 5.6%(H28)→6.6%(H33)</p>	<p>・行政区における女性役員の活用について、引き続き秋の行政区長会で依頼した。 ・女性役員の活用状況に関するアンケート調査を実施します。</p>	<p>・行政区における女性役員の比率 5.3%(H29)</p>	<p>・世帯構成の変化(単独老人や母子世帯の増加)により、必然的に女性の参画はあるが、依然として男女共に、行政区の役割は男性という意識が根強く、意識改革が必要。</p>	<p>行政区における女性役員の活用について、意識改革の取組を区長会等を通じて継続的に行う。 ・女性役員の活用状況に関するアンケート調査を実施。1回/年</p>	企画政策課			
<p>・男女共同参画推進に関する団体等の育成や交流の支援</p> <p>男女共同参画市民会議では、男女共同参画にかかわるアンケート調査の実施や、市民や企業を対象としたセミナー等が開催され、独自の視点による男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の取組が進められています。 今後は、地域全体に男女共同参画の取組を波及させるため、あらゆる分野における男女共同参画の推進について、市民会議と情報共有を図り、協力体制を構築しながら取組の拡大を進めます。 ・市民会議に限らず、男女共同参画の推進に取り組む市民団体や地域コミュニティを支援し、連携しながら取組の拡大を図ります。</p>	<p>地域全体に男女共同参画の取組を拡大させるため、市民会議との情報共有の機会を増やして、協力体制を構築しながら取組を進めます。</p>	<p>・南魚沼市男女共同参画推進市民会議の委員の増加を図るため、活動の支援を行います。 ・「ハーモニー」の発行支援を行った。</p>	<p>・6月15日号の市報で市民会議の周知、会員募集。 ・「ハーモニー」の発行支援を行った。 ・市民会議への情報提供:新潟県発行情報誌、県女性財団発行ニュースなど。</p>	<p>・市民会議の新規会員がなかなか増えていない。 ・「ハーモニー」の発行支援を行った。</p>	<p>・南魚沼市男女共同参画推進市民会議の委員の増加を図るため、活動の支援を行う。 ・市ウェブサイトで市民会議の活動を報告 2回/年 ・会員募集の市報掲載 1回/年</p>	企画政策課					
<p>・地域活動への支援</p> <p>地域づくり協議会では女性の役員就任や女性部といった組織が出来るなど、徐々に男女共同参画が進みつつありますが、ほとんどの役員を男性が占めているのが現状です。地域は身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、地域づくりの活力にもなります。地域活動への女性の参加促進をはじめ、多様な視点からのアイデアや意見が採用され、充実した地域づくり協議会の事業が行える環境づくりに推進していきます。</p>	<p>女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(H28)→10協議会(H33)</p>	<p>女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(H28)→6協議会(H29)</p>	<p>・H29年度目標より後退しているが、各協議会規約による役員範囲の差異もあることから、継続的な取組が必要。</p>	<p>・5協議会(H28)→4協議会(H29)</p>	<p>・各協議会への浸透不足も考えられるが、一方で、複数の女性役員が存在する協議会もあることや、空席だが女性枠を設けている協議会もあることから、継続的な取組が必要となる。</p>	<p>4協議会(H29)→6協議会(H30)</p>	U&Iときめき課				
<p>・環境問題への女性参画に向けて、環境審議会委員への環境問題に関する女性役員の活用に取り組みしてきました。しかし、環境問題に関心のある女性の情報が少なく、委員への活用が進んでいないのが現状です。個人情報に配慮しつつ県等の関係機関へ情報提供を依頼するとともに、独自に情報収集に努め、環境審議会の女性委員の活用拡大を目指します。</p>	<p>環境審議会委員の男女構成で女性委員の比率 H28:10% → H33:30%</p>	<p>・次期任期委員男女構成で女性委員比率を30%とすべく委員の発意を行います。</p>	<p>・女性委員の比率が向上したため</p>	<p>・女性委員が1人から2人に増加した。2人/10人中</p>	<p>・平成30年度に委員の改正を迎えるが女性3人を選ずるには困難が予想される。</p>	<p>29年度の実績、20%を維持しながら指標に向けた人選に努めていく。</p>	環境交通課				
<p>・女子力観光プロモーションチームがブログにより、女性の視点による観光情報の発信を行っています。今後観光の魅力づくりに様々な年代の女性が積極的に参加し、活動できるような支援を行います。また、SNS等を利用した観光情報をもっとの女性から発信できる仕組みなどを検討していきます。</p>	<p>・SNS等を利用した観光情報の発信総数 のうち、50%を女性の発信とします。 ・SNS等を利用した観光情報等の発信を女性からも積極的に進める仕組みづくりに努めます。</p>	<p>・SNS等を活用した情報発信の拡充</p>	<p>・SNSについては個人のコミュニケーションツールであり、行政が介入する余地がないため、また、観光情報は性別に関係なくどんどん発信していただければと思います。</p>	<p>・D</p>	<p>・自主的活動を推進するためにも、行政区や地域コミュニティ協議会とのつながりを強め、事業内容への助言・提案などを行い、活動の継続・充実の補助的な支援が必要と考える。</p>	<p>・自主的活動を推進するためにも、行政区や地域コミュニティ協議会とのつながりを強め、事業内容への助言・提案などを行い、活動の継続・充実を図る。</p>	商工観光課				
<p>婦人会活動への支援という観点から、補助金の交付による財政的な支援、研修等への市バスの提供、各種事業への担当職員への派遣や協力を行ってきました。 しかし、若い世代の婦人会離れが顕著となり、現在活動を行っている婦人会は2団体に減少し、婦人会の組織維持が大きな課題となっています。市としても、財政や人的な面で協力には限界があることから、公民館のほか、地域づくり協議会や行政区とのつながりを強めるよう働きかけを行い、婦人会の維持存続を支援します。</p>	<p>現状の組織の維持 ・地域コミュニティ協議会との連携促進</p>	<p>今後もバス提供などの支援のみならず、自主的活動を推進するためにも、行政区や地域コミュニティ協議会とのつながりを強め、事業内容への助言・提案などを行い、活動の継続・充実を図ります。</p>	<p>・平成29年度より補助金の交付もなくなったため、活動自体把握がされていない。 ・浦佐地区の婦人会への市バス提供 ・青少年問題協議会の委員に代表者が要嘆されている。</p>	<p>・補助金がなくなったため、特に活動報告等はなかった。 ・資源ごみ回収などは行っている。</p>	<p>・今後も活動に必要な市バス提供などの支援のみならず、自主的活動を推進するためにも、行政区や地域コミュニティ協議会とのつながりを強め、事業内容への助言・提案などを行い、活動の継続・充実の補助的な支援が必要と考える。</p>	<p>・自主的活動を推進するためにも、行政区や地域コミュニティ協議会とのつながりを強め、事業内容への助言・提案などを行い、活動の継続・充実を図る。</p>	社会教育課				

第3次男女共同参画基本計画 H29推進計画の評価とH30推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第3次男女共同参画基本計画推進項目												
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	2次基本計画期間の取組状況と3次基本計画期間における課題と方向性	5年後の具体的目標(指標)	H29年度計画(目標)	評価	H29評価の理由	H29評価実績	今後の課題	H30年度計画(目標)	担当課
		14	・ボランティア活動参加への支援	社協内に設置しているボランティアセンターでは、ボランティア活動のコーディネートや、運転や傾聴のボランティアの養成に取り組み、既存のボランティアグループには資質向上と団体育成のための研修会などを行ってきた結果、参加者は少しずつ増えています。ボランティア活動を高齢者が担っている現状は変わっていませんが、後継者不足などの状況は改善できていません。ボランティアに関する活動内容の周知等、広報活動を継続して行い、参加者の底上げと活動の場の増加を目指します。また、若い世代への情報発信の方法についても検討し必要な改善に努めます。	・社会福祉協議会に設置されている南魚沼市ボランティアセンターを活用した、ボランティア活動の紹介や啓発、研修を実施します。 ・ボランティア活動の広報を継続し、理解と参加促進を図ります。	1. ボランティアセンターの運営活動紹介・啓発・研修 2. 災害ボランティアの資質向上視察研修 3. ボランティア団体への支援活動費等助成 4. ボランティアふれあいまつりの開催地域イベントに出店	B	・ボランティアセンター、災害ボランティア連絡協議会等が連携しながら、ボランティアに対する研修会や交流会事業を行うことで、活動の活性化や内容の充実化を図るとともに、ボランティア同士のネットワークの拡大を推進した。 また、29年度は八色の森市民まつりだけでなく、おさわわ秋の収穫祭にもボランティアブースを出展するなど、積極的に情報発信やボランティア人口の底上げに努めた。	・ボランティア登録者:実数1,797名 延べ登録者数2,201名(100グループ・個人34名) ・ボランティアリーダー研修会(参加者46名) ・愛は地球を救うチャリティーキャンペーン(参加者44名) ・視察研修会1回(介護老人保健施設 武蔵荘等参加者43名) ・各地域ボランティア交流会1回(参加者77名) ・災害ボランティア研修会(視察研修)参加者23名 ・社協だより等で年6回ボランティアの記事を掲載、八色の森市民まつりやおさわわ秋の収穫祭等にボランティアブースを出展し、広く周知を図った。	・時間的余裕がある高齢者を対象にボランティア養成講座を実施しているが、参加者が限られており、新規ボランティアの加入が少ない。 ・ボランティアセンターの運営 ボランティア活動の推進を目的として、受付、登録、活動紹介や啓発、研修などを行う。 ・災害ボランティア研修会開催事業1回 地震、風水害、豪雪等の災害時に対し、対応できるよう市民対象に研修会を開催する。 ※遊理所体験を開催予定 ・ボランティア組織の強化、育成、活動支援 ボランティア活動の円滑化を図るため、組織の強化、育成支援を目的に活動費を助成する。 ・ボランティア保険への加入 ボランティア登録者へ保険の加入を行い、活動の支援を行う。 ボランティア登録者数1800人 ・ボランティアふれあいまつり事業への支援 大和・塩沢で行われる「八色の森市民まつり」や「おさわわ秋の収穫祭」にボランティアブースを出展し、ボランティア活動の周知とボランティアの募集を行う「ボランティアふれあいまつり」を支援する。 ・24時間テレビチャリティー事業 日本テレビが主催する24時間テレビチャリティー募金活動に協力し街頭募金活動を行う。 ・災害支援事業 火災、自然災害等により罹災された世帯へ見舞品金を支給する。 ・除雪ボランティア活動推進事業 豪雪時に要援護世帯等へ緊急的に除雪ボランティアを派遣する。また、除雪ボランティアのすそ野を広げるために県内外に対して除雪ボランティアを養成する。 除雪ボランティア養成人数150人	福祉課	
5	職場・労働における男女共同参画の推進	15	・事業主への働きかけ・後押し【女性活躍推進計画】	市民会議主催の講演会の会場でも市内の「新潟県ハッピーパートナー企業」登録企業の取組を紹介した啓発パネルの展示を行うなど、その周知と登録促進に努めました。「ハッピーパートナー企業」の登録を増やすためには、登録したことによるメリットや制度の周知に加え、市独自のメリットの設定などが検討課題となっています。今後も県や市民会議と連携を図りながら、企業に対して情報提供を継続的に進めます。	・新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 16社(H28)→20社(H33)	・新潟県ハッピーパートナー企業登録事業所にも参加を呼び掛けて、男女共同参画セミナーを開催します。	A	・新潟県ハッピーパートナー企業登録事業所に男女共同参画セミナーに参加を呼び掛けた。 ・市報、市ウェブサイトにより新潟県ハッピーパートナー企業への登録を呼びかけた。	・ハッピーパートナー企業登録数 16社(H29年度末) ・6月15日号市報にて事業所名を掲載 ・セミナー参加者21人(内ハッピーパートナー企業からの参加者13人)	・この登録制度の趣旨が普及していないので、参加事業者数が伸びていない。 ・新規1事業所の加入を目指す。	市報による制度の周知。(6/15号) ・商工観光課と連携して商工会等を通じ、事業主へハッピーパートナー登録制度の趣旨を周知 ・新規1事業所の加入を目指す。	企画政策課
		16	・ワーク・ライフ・バランスの周知・促進【女性活躍推進計画】	ハローワークと連携し、市内企業に対して方針決定過程への女性の参画のに向けた啓発を推進してきました。しかし、多くの分野において、女性の参画は十分に進んでいないのが現状です。少子高齢化や人口減少など社会環境の変化が進む中、方針決定過程への女性の参画はますます重要となります。引き続き企業に対する理解促進のための広報啓発を行うとともに、実態把握に努めます。	・企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発活動を実施します。	・市役所各庁舎等にポスターの掲示やパンフレットを配布します。 ・様々な機会を捉えて啓発を行います。	C	・上部機関から配布されるチラシが圧倒的に少なく、十分に配布・提示することができなかった。また、自前で用意する予算もなかったため十分とは言えなかった。	・市役所各庁舎等にポスターの掲示やパンフレットを配布した。 ・チラシの部数の増加、食料品販売店などへのポスターなどの掲示依頼	・ポスターの掲示場所やパンフレットの配布場所や枚数を増やすなど、広報啓発活動を拡大(ポスター掲示場所の増、パンフレットの配布場所と配布枚数の増)配布箇所 市内食品販売店	商工観光課	
		17	・就労に関する支援【女性活躍推進計画】	ワーク・ライフ・バランスの周知について、関係機関との連携によりポスターの掲示、パンフレットの設置を行ってきました。しかし、日本の女性の労働力率の現状を見ると、30歳代を底としたいいわゆる「M字カーブ」を描いており、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことが挙げられます。今後も関係機関と連携し、企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発を行うなど、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりを進めます。	・企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発活動を実施します。	・市役所各庁舎等にポスターの掲示やパンフレットを配布します。 ・様々な機会を捉えて啓発を行います。	C	・市内企業に育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入を促すことは、各企業、就労者の置かれた事情もなかなか難しい。	・関係機関と連携し、企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発を行った。 ・南魚沼市の女性の労働力率(平成27年国勢調査)をみるとM字カーブは見て取れない。全国と比べても南魚沼市の女性は働いていることが見て取れる。どのような情報を提供するかが課題	・ポスターの掲示場所やパンフレットの配布場所や枚数を増やすなど、広報啓発活動を拡大(ポスター掲示場所の増、パンフレットの配布場所と配布枚数の増)配布箇所 市内食品販売店	商工観光課	
		18	・多様な働き方の支援【女性活躍推進計画】	ハローワークと連携し、ポスターの掲示やパンフレットの設置を行ってきました。就労支援として、出張ジョブカフェを実施し、新規卒業者の内定率の向上に取り組んでいます。今後も関係機関と連携し、就職・再就職を望む女性が、職業選択の幅を広げ、円滑に就職できるよう、能力開発の機会や情報提供を行います。また、市内企業に向けた労働に関する制度等の周知を図ります。	・関係機関と連携し、就職を望む女性に対する能力開発の機会などの情報提供や市内企業に向けた労働に関する制度等の周知を図ります。	・市役所各庁舎等にポスターの掲示やパンフレットを配布します。 ・様々な機会を捉えて啓発を行います。	C	・求人情報のチラシが減少をしていることから、情報は伝達されていると推測される。	・求人情報のチラシが減少していることから、情報は伝達されていると推測される。 ・女性が働きやすい、働きたくなるような企業情報の供給をどのように行うかが課題 ・様々な機会を捉えて啓発を行う。	・市役所各庁舎等にポスターの掲示やパンフレットを配布する。 ・様々な機会を捉えて啓発を行う。	・市役所各庁舎等にポスターの掲示やパンフレットを配布する。 ・様々な機会を捉えて啓発を行う。	商工観光課
		19	・労働相談の実施【女性活躍推進計画】	働きやすい職場環境づくりのための啓発活動や、にいがた産業創造機構等と連携した起業促進に取り組んでまいりました。引き続き関係機関と連携しながら、子育て等との両立が可能な職業訓練や職業紹介などを実施し、女性が活躍するために必要となるスキルの養成や人材育成を促進します。起業促進については、女性特有の課題を踏まえ、粘り強く諸政策を進めていく必要があります。雇用創出の観点からも、にいがた産業創造機構等と連携し、起業時に利用できる低利融資や補助等の資金面・事業活動面での支援の充実を図るとともに、情報発信に努め、女性起業家への支援を積極的に進めていきます。	・創業支援セミナーにおける女性受講者割合 H28:20.6% → H33:30.0%	・にいがた産業創造機構のセミナーやNICO(出張相談)、NICOの助成金制度の積極的な周知 ・創業支援セミナーの実施	A	・創業支援セミナーへの女性参加者の割合が目標をクリアした。	・創業支援セミナーにおける女性受講者割合 40%	・創業支援セミナーの内容が受講者のニーズに合った内容か検討する。 ・にいがた産業創造機構のセミナーやNICO(出張相談)、NICOの助成金制度の積極的な周知 ・創業支援セミナーの実施 5+2セット	・にいがた産業創造機構のセミナーやNICO(出張相談)、NICOの助成金制度の積極的な周知 ・創業支援セミナーの実施 5+2セット	商工観光課
20	・労働相談の実施【女性活躍推進計画】	平成28年に市内で実施された県労働相談所の相談利用件数は2件でしたが、雇用に関する様々な相談の窓口として、労働相談所は重要な役割を担っています。経営者、労働者を問わず雇用に伴うトラブルや悩み事について、県による労働相談の周知を行い、その問題解決のための支援を行います。市内店舗等にチラシを配布するなど、労働相談窓口の周知を図ります。	・出張労働相談など、気軽に相談できる体制の周知や出張労働相談の実施の協力 ・労働相談のチラシ設置場所の工夫	・市報に掲載 ・店舗にポスター、チラシを配布 ・様々な機会を捉えて啓発の実施	A	・市内食品販売店にチラシを設置していた。	・出張労働相談 10月に1回開催 相談件数 2件 ・市内食品販売店にチラシ配布	・このまま継続する。相談件数が増加するようであれば複数回の開催を検討。	・現状維持	・現状維持	商工観光課	
21	・男女がともに経営に参画できる自営業者や農業者への取組	ハローワークとの連携やポスターの掲示、パンフレットの設置を行い、啓発を行ってきました。女性の職域の拡大、職業能力の向上のために必要な技術取得できるよう、情報の収集と提供を行い、女性が企業の経営や方針決定過程に参画できる環境整備の推進を行う必要があります。今後も、ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境の実態把握や労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供を行います。また、市内において女性が働きやすい環境を整えている企業の紹介などを行います。	・ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供を行います。	・市役所各庁舎等にポスターの掲示やパンフレットを配布 ・様々な機会を捉えて啓発の実施	C	・ポスター、チラシの設置のみ	・ポスター、チラシの設置のみ	・ポスター、チラシの設置のみでは情報提供にも限界があるように思うので別の方法での情報提供方法を検討する必要がある。	・市役所各庁舎等にポスターの掲示やパンフレットを配布 ・様々な機会を捉えて啓発の実施	・市役所各庁舎等にポスターの掲示やパンフレットを配布 ・様々な機会を捉えて啓発の実施	商工観光課	
21	・男女がともに経営に参画できる自営業者や農業者への取組	これまで、人・農地プラン等の推進により、地域の中心的経営体の育成や農地の集積、集約化を図る中で、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、女性認定農業者・家族経営協定を増やす取組を行ってきました。しかし、目標とする数値には届いておらず、制度の周知などがまだ不十分な状況です。関係機関・団体等と連携しながら広報活動に努め、女性の地位向上や女性就業者等が活動しやすい環境づくりを促進する制度等について周知を図ります。	・家族経営協定25戸/年 ・女性認定農業者15人/年	・家族経営協定20戸/年 ・女性認定農業者13人/年	B	・人・農地プラン等の推進により、地域の中心的経営体の育成や農地の集積を図ったが、女性認定農業者の育成には結びつかなかった。	・家族経営協定4戸/年 ・女性認定農業者0人(延べ8人)	・人・農地プラン相談会や女性農業委員と女性農業者との懇談会等の機会を利用し、制度の周知を一層進める必要がある。	・家族経営協定4戸/年 ・女性認定農業者延べ10人	・家族経営協定4戸/年 ・女性認定農業者延べ10人	農林課 農業委員会	
21	・男女がともに経営に参画できる自営業者や農業者への取組	平成27年農林業センサスによれば、市内の基幹的農業従事者数の約3割は女性が占めており、また、比較的女性が参画しやすいと思われる6次産業化の進展により、女性の役割の重要性が高まっています。これを踏まえ、創業支援セミナーへの女性の参加を促すとともに、にいがた産業創造機構が行う補助制度や各種支援策の周知を図ります。	・創業支援セミナーにおける女性受講者割合 H28:20.6% → H33:30.0%	・にいがた産業創造機構のセミナーやNICO(出張相談)、NICOの助成金制度の積極的な周知 ・創業支援セミナーの実施	A	・創業支援セミナーの女性参加割合:40% NICOの助成金の情報や相談会の開催の情報などを希望者に周知することができた。	・創業支援セミナーにおける女性受講者割合 40%	・創業支援セミナーの女性の参加率が増加していることから女性向けの創業支援セミナーの開催の検討	・創業支援セミナーの女性の参加率の維持	・創業支援セミナーの女性の参加率の維持	商工観光課	

第3次男女共同参画基本計画 H29推進計画の評価とH30推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第3次男女共同参画基本計画推進項目				5年後の具体的目標(指標)	H29年度計画(目標)	評価	H29評価の理由	H29評価実績	今後の課題	H30年度計画(目標)	担当課
6	市政における男女共同参画の推進	22	<p>・施策、方針決定過程への女性の積極的な参画促進、各種委員会や審議会等への女性の参画拡大(女性活躍推進計画)</p>	<p>審議会等においては、審議会設置時や任期満了による改選時の人選の際に、女性委員の比率に配慮するよう各部署に働きかけを行いました。審議会等の委員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、女性を加えた多様な意思を方針決定に反映させるためには、さらなる登用拡大が必要です。今後も審議会等委員への女性の参画に関する数値目標を設け、女性委員の登用についての配慮や、女性委員がゼロの審議会を解消することに向けた働きかけを行います。</p>	<p>・行政委員会における女性の構成比率 9.8%(H28)→10.5%(H30)</p> <p>・審議会等における女性の構成比率 24.9%(H28)→28.0%(H30)</p>	A	<p>・審議会等における女性の構成比率を引き上げるよう、審議会設置時や任期満了による改選時の人選において、女性委員の比率に配慮するよう各部署に呼びかけました。</p>	<p>・行政委員会における女性の構成比率 9.8%</p> <p>・審議会等における女性の構成比率 25.3%</p>	<p>・審議会等の委員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、さらなる登用拡大が必要。</p>	<p>・審議会等における女性の構成比率を引き上げるよう、審議会設置時や任期満了による改選時の人選において、女性委員の比率に配慮するよう各部署に呼びかける。</p> <p>・行政委員会における女性の構成比率 前年度比増</p> <p>・審議会等における女性の構成比率 前年度比増</p>	企画政策課
			23	<p>・市民の参画機会の創出</p>	<p>市政懇談会については、年々参加者数が伸び悩み、若い人たちの参加が少ない状況であり、参加者や発言者は男性が多い傾向となっています。男女にかかわらず、市民の意見を市政に反映していく仕組みづくりを行っていきます。若い人や女性が興味を抱くテーマを取り上げるなどの工夫をし、男女問わず幅広い層の市民の参加により意見・提言しやすい機会の増加を目指します。また、一方的に市民が意見を述べる場ではなく、行政と市民がそれぞれの立場で責任を持ちながら意見交換ができる場とします。</p>	<p>・来場者数の性別把握</p> <p>・市政懇談会への女性の増加</p>	C	<p>・開催が夜の時間帯なので、高齢者や子育て世代の参加が少ない傾向にあるため、昼間の開催を2回計画</p> <p>・昼間の開催に併せ、託児所を希望により開設</p>	<p>・今回は、地盤沈下対策のためのみんなの地下水をテーマに冒頭説明を行った。</p> <p>・テーマに興味がある方の参加はあったが、幅広い層の参加とはならなかった。</p> <p>・若者まわりの会議ではそこで出された意見から今の自分たちに何が出来るかを考え、実際に行動していくことを募集するなど、市民参加を促す。</p> <p>・来場者の性別人数の把握。</p>	<p>・開催が夜の時間帯なので、高齢者や子育て世代の参加が少ない傾向にあるため、昼間の開催を2回計画</p> <p>・昼間の開催に併せ、託児所を希望により開設</p>	秘書広報課
			24	<p>・若者まわりの会議</p>	<p>平成25年度より市政を身近に感じてもらい、若者が気軽に意見を言える場所づくりとして「若者まわりの会議」を開催しています。今後もこれらの取組を活性化し、男女にかかわらず、市民の意見を市政に反映していく仕組みづくりを行っていきます。市内においても、市民団体などによる自発的な活動が芽生えはじめています。様々な場面において、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、若い人や女性が興味を抱くテーマを取り上げるなどの工夫をし、男女問わず幅広い層の市民の参加により意見・提言しやすい機会の増加を目指します。</p>	<p>・若者まわりの会議への参加者の増加</p>	B	<p>・将来の若者まわりの会議予備軍の養成を視野に、郷土愛や市の将来に興味、展望、意見を持つ子供を増やすため、キッズバージョンを1回開催。</p> <p>・40歳以下は連続参加を条件とした継続性のある企画により2回開催します。</p> <p>・いずれもその様子をウェブサイトで公表します。</p>	<p>・若者まわりの会議5年目の集大成として、ワークショップで出された意見をもとに若者まわりの会議を展開した。</p> <p>・平成29年度の活動終了後は各グループごとに目標達成のため、活動を続ける。</p>	<p>・キッズバージョンを通じて市の将来を担う子どもたちに市を将来像、展望を伝えてもらう。</p> <p>・新規参加者向けの企画を行う。</p> <p>・実行スケジュールを策定し、年度末に進捗状況を評価しながら、平成31年度の取り組みに繋げていく。</p> <p>・平成29年度の若者まわりの会議で採択された活動のサポートを行っていく。</p> <p>・いずれもその様子をウェブサイトで公表する。</p>	U&Iとさくまき課
III 誰かが安心して誰やかに暮らせるまちづくり	DVの防止・対策の推進	24	<p>・予防・啓発(DV防止基本計画)</p>	<p>これまで、ウェブサイトを活用してDVに関する理解と予防啓発、DV相談窓口の周知を図ってきました。DVによる被害は、引き続き深刻な社会問題となっており、近年はSNSなどの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの被害が一層多様化しています。また、生活の根拠を共にしない交際相手からの暴力(デートDV)など若年層の男女間における暴力も課題となっており、支援に当たっては、被害者の意識向上に十分配慮した、きめ細い対応が必要となります。こうした状況を踏まえ、新しい形の暴力に對しても的確に対応したDVに関する理解と予防啓発及び相談窓口の周知を図ります。</p>	<p>・現在DV防止法の対象外になっているデートDV(同居していない交際相手からの暴力で、中高生・大学生など若年グループにも増加している)を含めた啓発活動の推進</p> <p>・DV予防啓発活動の推進</p>	A	<p>・広報誌等を利用して啓発活動の継続や各種人権教育の推進を図ります。</p> <p>・広報誌やウェブサイトを活用した啓発活動を実施します。</p>	<p>・市報掲載回数 女性の権利相談所 1回</p> <p>・人権教室(市内の中学校以上) 高等学校 1校</p>	<p>・引き続き、きめ細やかな啓発活動が必要です。</p>	<p>・広報誌等を利用して啓発活動の継続や各種人権教育の更なる推進を図ります。</p> <p>市報掲載回 11/1号</p>	市民課
			25	<p>・相談支援(DV防止基本計画)</p>	<p>DV相談窓口お知らせカードやチラシを市役所の女性トイレに掲示し、周知を図りました。また、市の関係課と連携して情報の把握・共有を強化しており、相談体制が充実してきています。被害者からの相談に対応するための専門職(カウンセラー)を設置するなどの相談体制の充実が課題となっています。今後も随時相談可能な体制を確保し、関係する複数担当部署で情報を共有しながら、相談員のスキルアップと精神的負担の軽減を図っていきます。また、電話相談や窓口相談について個人情報や人権の尊重に配慮した相談しやすい体制整備に取り組みします。</p>	<p>・SNSなどインターネット上のコミュニケーションツールの多様化による新しい形の暴力に對した予防啓発と被害者等の相談窓口の周知</p> <p>・相談窓口の周知</p> <p>・関係部署、関係機関等との連携強化</p>	A	<p>・関係部署と連携し、情報の把握・共有に努めました。</p>	<p>・必要に応じて関係部署と協議し、対応方針・留意事項を共有できました。</p>	<p>・潜在対象者がいる可能性がある。関係部署から情報を収集しながら、対象者に対し支援制度のPRが必要。</p>	<p>・関係部署から情報を得ながら、潜在対象者への迅速な対応を行う。</p> <p>・インターネットによる人権侵害について、人権講演会を実施する。講演会 1回</p>
		26	<p>・予防・啓発(DV防止基本計画)</p>	<p>ウェブサイトを活用して児童虐待に関する知識と予防啓発、相談窓口等の周知を図っています。これまで、市報等による人権相談開催の周知や、市内の学校での「人権教室」の開催、家庭教育事業としてCAPワジョブ(子どもへの暴力防止プログラム)を実施するなど、きめ細やかな啓発活動を実施してきました。今後も予防啓発活動を継続し、人権教育や学習機会の充実を図るとともに、電話相談窓口や南魚沼児童相談所の所在等を市民に広報し、周知に努めます。また、高齢者や障がい者への虐待についても認識を深め、市民及び関係者等への広報・啓発活動を進めます。</p>	<p>・人権相談委員が実施する人権相談や市内の学校での「人権教室」など啓発活動の充実</p> <p>・関係部署、関係機関等との連携強化</p>	A	<p>・広報誌やウェブサイトを活用して、予防啓発、相談窓口の周知を図ります。</p>	<p>・市報掲載回数 人権なんでも相談所 10回</p> <p>・全国一斉「高齢者・障がい者の権利強化週間」</p> <p>・人権教室(市内の小学校以下) 小学校 3校、学童クラブ7箇所</p>	<p>・引き続き、きめ細やかな啓発活動が必要。</p>	<p>・広報誌やウェブサイトを活用して、予防啓発、相談窓口の周知を図る。</p> <p>・障がい者の権利について、人権講演会を実施する。講演会 1回、人権相談 9回</p>	市民課
				<p>・関係部署、関係機関等との連携強化</p>	<p>・虐待対応関係者を対象に研修を行いスキルアップを図ります。</p>	A	<p>・学校職員向け虐待対応研修を2回実施した。</p> <p>・民生委員・児童委員の定例研修会で児童虐待及びDVについて周知をした。</p>	<p>・関係者から通報・相談が繋がりがやすくなるための一層の連携強化</p>	<p>・関係機関を対象にの研修等で児童虐待及びDVの対応・予防について知識向上を図る。 民生児童委員向け研修会の開催 3回</p>	子育て支援課	
				<p>・障がい者相談窓口の相談件数の増加 509件(H28)→600件(H30)</p> <p>・障がい者差別解消のための研修回数 1回(H28)→6回(H30)</p>	<p>・障がい者虐待等の窓口相談の実施</p> <p>・障がい者差別解消のための研修・広報の実施</p>	A	<p>・H29年度の障がい者窓口相談件数は528件でした。</p> <p>・職員向けの障がい者差別解消のための研修を1回開催した。</p> <p>・南魚沼市における障がい者理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を策定した。</p>	<p>・相談しやすい環境の整備を図ることで、窓口の相談件数を上げていくとともに、その後の支援にもつなげていく必要がある。</p>	<p>・関係機関で連携しながら、相談しやすい環境の整備に努め、広報啓発活動に努める。</p> <p>・広報啓発活動 市報5/1号掲載</p> <p>・理解促進・普及啓発のための研修を開催する。研修会開催 3回</p>	福祉課	
				<p>・高齢者虐待の基本的な知識について住民周知</p> <p>・高齢者の介護や生活支援を知る機会の充実により、知識や技能がないことによる高齢者虐待を予防</p>	<p>・関係者や関係機関との研修</p> <p>・市民向けチラシの作成</p>	B	<p>・虐待防止研修会を2回、虐待対応状況報告会を1回実施した。虐待対応状況報告会の参加が少なく、市の状況を知ってもらう機会として十分活かせなかった。</p> <p>・市報で虐待防止や相談窓口のPRを2回実施した。</p>	<p>・統計分析とともに、「具体的な取り組みをうすまくいった事例」を伝える機会をもち、自分たちに身近で、日々の仕事と連動して関心が持てる報告会にするなど工夫が必要である。</p>	<p>・南魚沼市の高齢者虐待発生時の具体的な実態を関係者に報告し現状の課題を共有し、改善に至った事例を含めた報告会、研修会を実施する。研修会 1回</p> <p>・市民向け高齢者虐待防止普及啓発パンフレットを配布する。 広報掲載1回</p> <p>・窓口、民生児童委員協議会でパンフレットを配布</p>	介護保険課	
27	<p>・相談支援(DV防止基本計画)</p>	<p>市の関係課や関係機関と連携し、情報の把握・共有を強化しており、相談体制が充実してきています。今後も担当する複数部署で情報を共有し、相談に対応する職員にさらなるスキルアップや、被害者の精神的負担の軽減を図る必要があります。児童虐待については、より一層の専門的支援が必要となり、相談対応専門職員の適正配置、スキルアップが必要です。個別ケースと接する機会が多い職種を対象とした早期発見・早期対応の啓発を図る研修の実施、医療機関との連携強化など、要保護・要支援児童へのきめ細やかな取組を進めます。高齢者虐待等は虐待が疑われるサインを見逃さないために、民生委員・児童委員や介護サービス提供者等に対して継続した研修を行うとともに、関係機関との連携を強化します。また、電話相談や窓口相談について個人情報や人権の尊重に配慮した相談しやすい体制整備に取り組みします。</p>	<p>・市の関係課の他、人権相談委員、各種相談窓口の充実と周知</p> <p>・市の関係課や関係機関と連携し、適切な相談窓口へつなぎます。</p>	A	<p>・市の関係課や関係機関と連携し、相談体制の充実を図った。</p>	<p>・必要に応じて関係部署と協議し、対応方針・留意事項を共有できました。</p>	<p>・潜在対象者がいる可能性があります。市の関係課や関係機関から情報を収集しながら、対象者に対し支援制度のPRが必要。</p>	<p>・関係部署から情報を得ながら、潜在対象者への迅速な対応を行う。</p>	市民課		
		<p>・相談に対応する専門員のスキルアップ</p> <p>・研修の充実</p>	<p>・専門職員の研修参加によるスキルアップ</p> <p>・早期発見、早期対応</p>	A	<p>・各種研修に参加し、相談対応の理解を深めた。</p> <p>・早期発見、早期対応のため保育園、学校を訪問し情報共有を行った。</p>	<p>・児童虐待対応の専門員養成研修に参加しスキルを高め、早期発見、早期対応を図ることができた。</p>	<p>・外部から相談していると察知されないよう個室を確保し相談しやすい環境づくりを行う。</p> <p>・相談窓口を周知するため、虐待防止月間に市報掲載をし、保育所・スーパー等の女子トイレに相談窓口一覧を掲示する。</p>	子育て支援課			
		<p>・民生委員児童委員に対する虐待に関する研修の継続実施</p> <p>・「相談支援センターみなみおめま」及び「福祉サービス提供者」等の一層の連携</p> <p>・権利擁護部会による福祉サービス提供者向け研修会の開催回数の増加</p>	<p>・各地区民児協の定例会において虐待に関する独自研修を行い民生委員児童委員の知識向上を図ります。</p> <p>・人材育成キャリアパスの見直し。権利擁護部会による研修会を実施します。</p>	B	<p>・目標としていた研修会を開催し、スキルアップにつなげることができ、一定の成果を上げることができた。</p>	<p>・自立支援協議会の権利擁護部会では、関係機関の若手職員を対象とした研修会を3回実施した。</p>	<p>・関係機関との情報共有を図り、小さなサインを見逃さないように連携を強化を図る必要がある。</p>	福祉課			
<p>・高齢者虐待の関係機関・関係者との連携の充実</p>	<p>・庁内関係職員への虐待対応説明</p> <p>・検討内容を深めるための検討指標づくり</p>	B	<p>・庁内関係職員のみを対象とした研修会は実施しなかったが、入所施設、在宅サービス事業所、行政職員向けの研修会を実施した。</p> <p>・虐待対応の質を向上させるため、対応評価会議で検討シートを試行し、支援者の具体的な対応が明確になるようにした。</p>	<p>・高齢者虐待防止研修会 11/27 参加人数30人</p> <p>・高齢者虐待対応状況報告会 9/20 参加人数19人</p> <p>・高齢者虐待予防研修会 3/2 参加人数40人</p>	<p>・事実確認を確実にし、根拠をもった判断と対応ができる対応力向上をめざし、地域包括支援センター職員の外部研修参加、事例検討の機会を増やす必要がある。</p>	<p>・効果的な対応を導き出すために、関係者で行うケースカンファレンスの手法に関する研修会を実施。研修会 1回</p> <p>・手法を活かしたケースカンファレンスの実施回数を増やす。1回→3回</p> <p>・民生委員・児童委員に対して高齢者虐待早期発見、見守り活動の普及に関する研修会。研修会 3回</p>	介護保険課				

第3次男女共同参画基本計画 H29推進計画の評価とH30推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第3次男女共同参画基本計画推進項目				5年後の具体的目標(指標)	H29年度計画(目標)	評価	H29評価の理由	H29評価実績	今後の課題	H30年度計画(目標)	担当課	
9	ハラスメントやいじめの防止・対策の推進	28	・予防・啓発【DV防止基本計画】	・人権意識を高め、差別や偏見のない男女がともに支え合う地域社会の構築を図るため、あらゆる機会を捉えた啓発が必要です。このため、主たる公共機関においてリーフレットの配布、ポスターの掲示等を行っています。今後も広報活動による啓発の継続や人権意識の啓発に努め、被害者がひとりでも悩みや苦しみを抱え込まないよう、ハラスメントやいじめの防止に向けた啓発活動に取り組みます。	・チラシ配布等の啓発回数増加	・各学校を巡回し啓発を図ります。	A	・各学校を巡回し虐待発見と相談窓口の啓発を実施した。	・市内保育園、小中学校を訪問しチラシを配布し周知を図った。	・虐待の早期発見と早期相談体制の確立	・各学校等を巡回し理解促進・普及啓発を図る。	子育て支援課
			・相談支援【DV防止基本計画】	市の関係部署と連携し、情報の把握・共有をしており、相談体制が充実してきています。今後も複数担当で情報を共有し、相談に対応する職員のみならずスキルアップや精神的負担の軽減を図る必要があります。各学校では、これまで以上に一人ひとりの児童生徒に対するきめ細かい観察及びアンケート調査等による実態把握に努め、組織的にいじめなどの早期発見・早期解決を図ります。	・市内小中学校、学童保育などでの人権啓発の充実 ・広報誌等による相談窓口や子ども110番の周知充実	・引き続き、啓発活動の継続と、相談窓口の周知を図ります。	A	・人権擁護委員の啓発活動や、県や市の職員も参加した市内の学校での啓発活動を実施した。	・市報掲載回数 全国一斉「子どもの人権110番」強化月間 1回 全県「子どもの人権相談日」1回 ・啓発活動 中学生の1日人権擁護委員の日 中学生の人権作文コンテスト 人権啓発キャラバン隊の小中学校訪問 人権擁護委員の保育園訪問など	・引き続き、きめ細やかな啓発活動が必要です。	・啓発活動の継続と、相談窓口の周知を図ります。 ・小中学校で人権講演会を実施します。また、小中学校・総合支援学校に啓発物品を配布する。市報掲載 1回、講演会開催 13回	市民課
					・相談を受ける担当者の研修回数増加	・専門相談員の研修に参加しスキルアップを図ります。	A	・女性相談支援研修、児童虐待対応研修、自殺対応等の研修に参加し知識習得に努めた。	H29年度新規相談件数 児童相談 45件 DV相談 10件 研修会参加 延16回	・多様で複雑化する課題に対応するためのスキルの習得	・継続して関係機関と連携し、情報共有しながら切れ目のない相談支援を行う。ための知識習得 研修会参加 18回	子育て支援課
					・いじめの早期発見と、相談支援体制の充実	・いじめ問題対策連絡協議会等の継続的開催と専門機関との協力・支援体制の充実	A	・教育相談担当の指導主事を配置し、各機関との連携を強化することができた。	・教育相談担当の指導主事が学校からの報告を随時受けて、関係機関の選択についての相談調整を行い、相談支援体制を充実させることができた。	・児童生徒が不登校になってからは改善が難しいため、いじめ等が起きた時にできるだけ早く対応することが課題。	・いじめ等の教育相談・支援体制を充実させることにより、関係機関と連携した対応を実施する。	学校教育課
10	DV・虐待被害者支援のための連携体制の強化	30	・関係機関・関係機関との連携体制づくり【DV防止基本計画】	被害者の居住地の自治体関係部署と連携し、被害者の支援を実施してきました。また、管内市町村の研修へ参加することにより、市町村間の連携がよりスムーズに行われ、迅速な対応をとることができました。住民票等の支援者の対応についても、関係部署との連携により住所情報が流出しないよう、被害者保護に万全を尽くしています。窓口での会話などから虐待や暴力を受けている可能性があれば、すぐに関係部署に連絡するよう、今後も職員のスキルアップと体制づくりを行います。	・情報共有体制の充実	・引き続き、被害者の居住地の自治体関係部署等との連携を図ります。 ・住所情報が流出しないよう関係部署に周知した。	A	・被害者の居住地の自治体関係部署と連携した支援を実施。 ・住所情報が流出しないよう関係部署に周知した。	・担当者会議に出席して担当職員のスキルアップと、関係部署との情報共有を図った。	・住所情報の流出に細心の注意が必要。	・被害者の居住地の自治体関係部署との連携を図る。 ・現在支援している者については全庁体制で情報保護に努める。	市民課
					・情報共有体制の充実	・関係機関との連携強化と充実を図ります。	A	・DV及び要保護児童等の支援について、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関と連携して対応した。	・他県からの避難者及び他県へ移管するケースの情報連携を適切に行った。 ・虐待対応の要保護児童対策地域協議会の関係機関の充実を図り、体制強化に努めた。	・情報共有の連携と保護の徹底	・関係機関との連携の充実を図るため、更なる体制の強化を行う。	子育て支援課
					学校現場におけるいじめや人権侵害等の問題行動については「いじめ問題対策連絡協議会」等を活用し、原因を検証し、専門機関の協力を得ながら必要な措置を講じます。また、市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針に従って具体的に取組むとともに、関係機関との連携を強化します。	・いじめ問題対策連絡協議会等の継続的開催と専門機関との協力・支援体制の充実	A	・いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関の情報交換を行い、横の連携を強化することができた。	・いじめ問題対策連絡協議会を1回開催した。	・重大な事故が発生しないよう、未然に防ぐための取組が課題。	・いじめ問題対策連絡協議会を開催し、情報の共有化を図り、今後の取組方針等を検討する。 ・いじめ問題対策連絡協議会を1回する。	学校教育課
					・学校などの依頼により、教育相談を実施 ・関係機関との情報共有を行い、連携体制を強化	・相談支援体制の充実 ・連携体制の検討を実施	B	・当センターでの相談支援のあり方について見直しを行った。 ・教育相談担当指導主事の設置や学校管理職の異動などにより、再度連携体制の構築が必要となり、平成30年度に向けて検討を行った。	・平成30年度子ども・若者育成支援センター事業計画の策定	・当センターでの支援について、学校や保護者の理解が促す工夫が必要 ・検討された連携体制の活用	・教育相談体制のわかりやすい周知 学校の管理職や担当者を集めた説明会の実施 市内全児童・生徒の保護者へのチラシの配布 市報での相談窓口の掲載 ・連携体制を活用した支援の実施と検証 南魚沼市子ども・若者支援地域協議会での報告	子ども・若者育成支援センター
11	防災・災害対策への女性の参画	31	・女性を含む防災組織の設立・育成促進	消防団女性隊が発足し、応急手当講習や防火啓発、ポンプ操法など多くの活動を行っています。中学生を対象とした「防災スクール」では女性消防団員も指導者の一員として活躍しています。しかし、市民に対する女性消防団員の認知度がまだ低いこと、大規模災害発生時の組織的な役割分担が確立されていないことなどが課題となっています。今後、現在実施している活動の継続と内容の充実に向けて、体制整備を図っていきます。	・女性消防団の役割分担の充実 ・女性消防団の確保(各方面隊毎)	・各活動の充実(積極的にイベント等に参加) ・広報活動の充実(県の広報強化の取組事業への積極的な参加や市のウェブサイトによる活動状況のPR) ・全国女性消防団操法大会へ向けた訓練による技術向上	A	・目標としていた各項目について、いずれもほぼ達成できた。 ・県の広報活動への参加(FMラジオ放送)及び各種活動後にウェブサイトへ掲載し女性消防団の活動をアピールした。 ・毎月2回のポンプ操法訓練を通じ、規律及び技術の向上を行った。 ・応急手当講習会にも9回参加し普及啓発活動に協力した。	・平均年齢が高いため、退団等にもなう、若年層の団員確保。	・女性消防団の活動をPRし、認知度を向上させる。(各種イベントや広報活動への積極参加及びウェブサイトでの活動報告等) ・全国女性消防団ポンプ操法競技会へ向けた技術向上の継続 ポンプ操法訓練 月2回実施	消防本部	
			・防災・災害対策における女性の参画拡大	防災会議の委員に女性が加わり、男女共同参画の視点を立ち、地域防災計画の修正を行いました。しかし、避難所運営などの各種マニュアルの作成が遅れている状況です。今後、女性の視点を反映し、マニュアル等の充実を図るとともに、備蓄物資など実態面で女性に配慮した体制構築を図ります。	・防災会議の女性委員の増加	女性の視点を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成	B	・避難所運営マニュアル作成のため、関係部署で検討を開始した。H29年度は福祉避難所運営マニュアルを作成した。	・避難所運営マニュアルに先立ち、福祉避難所運営マニュアルを作成した。	・マニュアル作成後の避難運営体制の確立	・男女共同参画の視点を立った避難所運営マニュアルの作成 ・防災会議の女性委員 3人/25人中	総務課
				消防団女性隊の発足により、市の防災体制及び地域防災力の観点から、女性の参画が進んでいます。	・各方面隊毎の予防活動充実化	・幼児防災教育の向上 ・防火パトロールの強化向上	B	・幼児防災教育の実施回数が減少した。	・防火パトロールは定期的に実施(11回)したが、幼児防災教育は、前年より減少した。(4回→3回)	・幼児防災教育を実施していることを市内保育園にPRするとともに、年間実施回数を決め、女性消防団の負担が過度とならないよう配慮する。	・防火パトロールや高齢者防火訪問など予防広報活動を継続する。幼児防災教育の内容を充実させる。 防火パトロール 9回 幼児防災教育 4回 高齢者防火訪問 15件	消防本部
				住民健診や健康教室、特定保健指導の充実に努めてきました。また、がん検診受診のPRや受診勧奨をするとともに、自殺予防、メンタルヘルスに関する事業を実施してきました。健康推進員体制も充実し、積極的に健康づくりのための地区活動を展開しています。また、筋力づくりサポーターや食生活改善推進員等も地区組織とともに食生活改善や介護予防に取り組んできました。しかし、各行政区から選出される健康推進員の男性の割合は、まだ15%となっており、健康に関することは女性が中心で、という認識が依然として存在します。今後も、健康推進員が健康に関する研修会を受けて、①自分に対して、②家族に対して、③地域に対してのいづれかの行動ができるよう、ともに考え働きかけしていきます。また、健康推進員等も地区組織とともに、生活習慣の改善やがん検診の受診者数の増加等に取り組む。	・男性の健康推進員の増加(2年任期・H29年度15% 次回H31年度改選)	・健康推進員等地区組織と連携し、地域のニーズに応じた子育てに関すること、メンタルヘルスや病気の予防、介護予防等について学習し、参加者とともに考える機会を増やします。 ①自分ができること、②家族に対してできること、③地域に対してできること、いづれかの行動ができるよう取り組む。 ・基礎健診、がん検診受診者数の増加 ・研修会アンケート、H28年度いづれかの行動ができそうとの回答80%、地区活動報告による把握)	B	・健康推進員等地区組織と連携し、地域のニーズに応じた子育てに関すること、メンタルヘルスや病気の予防、介護予防等について学習し、参加者とともに考える機会を増やします。 ・H30年度の健康推進員は1年交代の行政区もあり男性比率18.5%と微増した。 ・基礎健診受診者は、国保加入者数の減少もあり、前年との比較で522人減少。各がん検診も減少した。	・区や地域づくり協議会等との連携により、今後も男性からも健康への関心を高めてもらえるような工夫が必要です。 ・国保加入者の減少、職場での受診の増加等を克服すると、基礎健診、がん検診の受診者数の増加は困難。	・健康推進員等地区組織と連携し、地域のニーズに応じた子育てに関すること、メンタルヘルスや病気の予防、介護予防等について学習し、参加者とともに考える機会を増やします。活動の前年比増。 ・H31年度の改選に向けて、男性の健康推進員の維持・増加を図ります。男性比率18.5%以上 ・基礎健診、がん検診受診者数の維持。	保健課	

第3次男女共同参画基本計画 H29推進計画の評価とH30推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行うこと継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第3次南魚沼市男女共同参画基本計画推進項目				5年後の具体的目標(指標)	H29年度計画(目標)	評価	H29評価の理由	H29評価実績	今後の課題	H30年度計画(目標)	担当課	
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	2次基本計画期間における課題と方向性								
			3次基本計画期間における課題と方向性									
13	多文化共生の推進	34	外国人が安心して暮らせるまちづくり	市ウェブサイトにおいては、日本語のほか英語、中国語、韓国語の翻訳機能を搭載し、外国人に向けて情報発信を行っています。また、家庭ごみの分け方を英訳したガイドブックを掲載しています。また、平成26年に発行した市勢要覧では、記事概略の英訳を掲載し、外国人向け市の魅力と政策の紹介を行っています。市ウェブサイトの翻訳は、自動翻訳であるため精度に限界があり、対応者自ら費用がかかる書籍に限定しています。多様な言語に対応することは難しいのが状況で、利用度が高い英語を用いることが中心となります。ただし、市民の中で英会話ができる人は少ないのが現状です。市からの情報を外国語により提供するだけでなく、食生活や生活習慣の違いもあることから、スーパーや医療機関などでも外国語表記を充実させる必要があります。また、日常英会話が可能となる人育成のため、小学校の国際科の授業を充実させるとともに、幼稚園や保育園の段階で外国人と接する機会を増やし、幼いうちから食や生活習慣、文化の相互理解を高める取組を進めます。公民館事業として日本語交流教室を開講し、外国人の方々の日常生活、日本の生活スタイル習得に努めてきました。教室を支える学校の先生、ボランティアスタッフの減少等により、教室の受講者数に限界があること、英語を通じた教室であるため、英語が理解できない外国人の方には対応できないことが課題となっています。グローバルパークの推進等により、今後さらに外国人の増加が見込まれるため、今後も教室を維持し、課題解決に向けた検討を行っています。	外国人向けに市の魅力や政策を分かりやすく伝えるため、新たに市勢要覧などを作成する際は、表記内容の概要の英訳などを掲載する。	市ウェブサイト上の自動翻訳は精度の限界があることから、外国人向けのガイドブック(各担当課で作成対応したもの)などを、ウェブサイトへ掲載していきます。	C	・市ウェブサイトでは、日本語のほか英語、中国語、韓国語の翻訳機能を搭載し、外国人に向けて情報発信を行っている。市ウェブサイトの翻訳は、自動翻訳であるため精度に限界があり、対応言語も費用面から3言語に限定している。利用頻度が高い英語を用いることが中心となる。多様な言語に対応することは難しい状況である。	・外国人向けのガイドブック(各担当課で作成対応したもの)などのウェブサイトへの掲載はできなかった。	・外国人向けに市の魅力などを分かりやすく伝えるための、概要版の英訳などの掲載。	・市ウェブサイトの自動翻訳は精度の限界があることから、継続して外国人向けのガイドブック(各担当課で作成対応したもの)などを、ウェブサイトへ掲載する。 ・グローバルパーク入居企業等との連携事業を検討する。	秘書広報課
14	暮らしやすい環境整備	35	高齢者・障がい者等が利用しやすい公共施設・交通機関の整備の促進	これまで、高齢者や障がい者等が利用しやすい公共施設の整備促進を目標に、自転車歩行者道の整備と六日町地区の電線共同溝の整備を望み関係機関に対して行ってきました。今後も引き続き高齢者、障がい者等が利用しやすい公共施設の整備を目指し、関係機関に対して働きかけていきます。交通機関について、南魚沼市公共交通協議会を立ち上げ、交通手段を持たない高齢者等の日常の足を確保し、交通空白地域を解消するため、市民バス運行を実施しています。PDCAサイクルによる見直しを行いながら、使いやすく、効果的、効率的な市民バスを運行し、公共交通ネットワークの構築を目指します。	・国土交通省による自転車歩行者道の未整備区間の整備事業化、六日町地区の電線共同溝の推進 ・利用しやすい、効果的、効率的な市民バスの運行による公共交通体系の維持	・自転車歩行者道の整備事業の要望を行います。 ・市民バス運行に関するニーズを把握し、停留所位置等の見直し検討を行います。	A	・国際大学で行われる「インターナショナル・フェスティバル」など、外国人と接する機会を増やし、文化の相互理解を深める取組を実施します。	・5月13日国際大学で「インターナショナル・フェスティバル2017」開催。	・取組の固定化。 ・多様な文化と触れ合う機会の創出。	・国際大学で行われる「インターナショナル・フェスティバル」など、外国人と接する機会を増やし、文化の相互理解を深める取組を実施します。 ・学校教育課と連携し、「インターナショナル・フェスティバル」の周知を行う。	企画政策課
15	男女共同参画に取り組む組織づくり	36	推進体制の整備	計画の進捗状況等について、毎年度施策や事業の達成状況や事業効果について評価し、計画に反映し、その内容をウェブサイト上で公表することにより、計画の効果的な推進とその周知に向けて取り組んでまいりました。しかし、評価した内容を次年度の取組へ効果的に反映させる工夫がなされず、毎年同じ取組内容となってしまう施策もありました。そのため、定期的な評価と次年度の取組内容のチェックを強化し、効果的に事業が推進されるよう取り組めます。	・計画の進捗状況等について、年度ごとに施策や事業の達成状況及び事業効果について評価を行い、次年度の取組に反映させます。また、その内容については、ウェブサイト上で公表します。	・毎年、前年度事業の評価を実施して課題点を抽出し、次年度の取組に反映させます。また、その内容については、ウェブサイト上で公表します。	A	・第3次男女共同参画推進計画を市ウェブサイトで公表した。	・第2次基本計画の成果を検証し、第3次男女共同参画推進計画について評価した内容を次年度の取組へ効果的に反映させる工夫がなされず、毎年同じ取組内容となってしまう施策もある。	・評価した内容を次年度の取組へ効果的に反映させる工夫がなされず、毎年同じ取組内容となってしまう施策もある。	・評価した内容を次年度の取組へ効果的に反映させる工夫がなされず、毎年同じ取組内容となってしまう施策もある。	企画政策課
16	市役所におけるワークライフバランスと女性活躍の推進	37	関係行政機関及び地域や学校との連携による事業の展開	市民会議や公益財団法人新潟県女性財団との共催による講演会の実施、市民会議の主催による講演会や研修会の開催により、市内の地域づくり団体や学校、企業と連携を図っています。これまで、市民の参加は多くないのが現状ですが、今後も引き続き、身近な問題として興味を持てるテーマの設定や周知方法などを検討し研修を実施するなど、多くの参加が得られるような事業の展開を図ります。県及び市内の関係団体や関係機関と連携し、情報交換や、個人情報に配慮したうえで必要な情報の提供を行うなど、協力体制を強化します。	・市民会議等の主催または市との共催による講演会や研修会の開催の増加	・公益財団法人新潟県女性財団との共催による男女共同参画セミナーを実施します。	A	・女性職員の係長。管理職への積極的な登用を推進し、前年度に比べ数値が向上した。	・「10月29日に「ワークライフバランス～戦略的な時間の使い方～」を開催(参加者21人)	・開催しても参加者が固定化してきている。一般市民が参加しやすい、興味が持てるようなセミナーを検討する。	・公益財団法人新潟県女性財団との共催による男女共同参画セミナーを実施する。セミナー開催1回以上セミナー参加者の増 H29(21人) → H30(35人)	企画政策課
16	市役所におけるワークライフバランスと女性活躍の推進	38	女性職員の採用・登用	女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。女性職員の活躍を推進するため、市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を進めることとしました。しかし、管理職への登用はまだ低い率にあります。また、固定的性別役割分担の意識があるため、職種や業務によって性別が偏っている部署もあります。そのため、能力による昇進の方針のもと、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていくことが必要です。女性管理職への積極的な登用を進めることで、市政における政策決定への女性の参画が図られ、女性が個性と能力を発揮できる職場環境づくりを図ります。	・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 19.5%(H28)→35.0%(H33) ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 7.9%(H28)→10.0%(H33)	女性職員の市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を推進します。	A	・女性職員の係長。管理職への積極的な登用を推進し、前年度に比べ数値が向上した。	・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 19.3%(H29) ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 8.3%(H29) [6.1%(H28)※部長含む]	・引き続き、能力による昇進の方針にともなう、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていくことが必要。	・女性職員の市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を推進する。係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 19.3%以上 管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 8.3%以上	総務課
16	市役所におけるワークライフバランスと女性活躍の推進	39	男女共同参画に関する研修実施	研修の機会を多く取るとともに、テーマを職員自らが決める自主研修制度に取り組まれました。女性職員の専門研修への自主的な参加も増加の傾向にあり、各自でスキルアップに取り組む姿勢が表れてきています。また、平成28年度からは、女性職員のみを対象とする研修への派遣を始めました。男女共同参画に関する研修については、開催回数、関心度は高いとは言えない状況にあります。男女共同参画のテーマに限らず、女性職員対象の研修の開催、派遣を行い、職業生活に必要な資格や技術の習得へつなげるよう、情報提供も引き続き行っていきます。	・女性職員向け研修の参加人数の増加	女性職員対象の研修の開催、派遣を行い、必要な資格や技術の習得へつなげるよう、情報提供を行います。	B	・女性職員を対象とした職場内研修を開催した。 ・総合事務組合や女性財団主催の研修等の情報提供を行った。	・職場内研修「女性職員のキャリアアップ研修」14名参加 ・総合事務組合研修「女性職員のキャリアアップ研修」募集一参加者なし ・公益財団法人新潟県女性財団との共催による男女共同参画セミナーを周知	・参加人数の増加につながるよう、引き続き情報提供をおこなっていくことが必要。	・女性職員対象の研修の開催、派遣を行い、必要な資格や技術の習得へつなげるよう、情報提供を行う。	総務課
16	市役所におけるワークライフバランスと女性活躍の推進	40	職場環境の改善・長時間労働の削減	男性の子育て目的の休暇等の取得促進について周知していますが、休暇取得率は高い状況ではありません。男性の育児参加に理解を持ち、職場としてバックアップする姿勢が必要とされます。固定的性別役割分担意識により仕事に縛られ、子育てへのかわかりが不十分になっていく現状があるのではと懸念されます。また、慢性的な時間外勤務が続く職場も多く、特に子育て中の職員の長時間労働は家庭に及ぼす影響が大きいと見られます。こうした課題を解決するためには、ワークライフバランスを推進することがますます重要になっています。時間外勤務の削減や業務に応じた適正な人員配置、休暇取得等の具体的目標を定めるなどの取組により、ワークライフバランスの推進を図ります。	・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率の増加 73.1%(H28)→85.0%(H33) ・男性職員の育児休業等の取得率の増加 0%(H28)→5%(H33) ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数の減少 372人(H28)→250人(H33) ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数の増加 11.8日(H28)→14.0日(H33)	ワークライフバランスの実現に向け、時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底等を全庁あげて取り組む。有給休暇取得強化月間を定める等、取得促進を喚起します。また、出産、育児に関する休暇・支援等について、庁内LANを通じて周知を行った。	B	・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率 81.0%(H28) ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数 346人(H29) ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 12.1日(H29)	・ワークライフバランスの実現には、職員の意識改革を図るとともに、管理職のマネジメント能力の向上も必要。	・ワークライフバランスの実現に向け、時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底等を全庁あげて取り組む。有給休暇取得強化月間を定める等、取得促進を喚起を行う。 ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数の減少 330人以下 ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 12.5日 また、出産、育児に関する休暇・支援等について、庁内LAN等を通じ周知を図る。	総務課	
16	市役所におけるワークライフバランスと女性活躍の推進	41	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進	職員が仕事と生活の調和を図り、女性職員の個性と能力が十分に発揮できるような環境を構築して策定しました。女性活躍推進法は10年の期限立法で、集中的な取組を目的としているため、人口減少対策や女性のキャリア形成に寄与するものとして、積極的な行動計画の推進を図ります。	南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各指標の達成	南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各指標の達成	B	・特定事業主行動計画に掲げる具体的な取り組み内容については、ほぼ着実に実施した。	・特定事業主計画に掲げる取り組み内容を継続的に実施することが必要。	・南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各指標の達成状況を着実に実施する。	総務課	
17	ハラスメントの防止と対策の強化	42	ハラスメントのない職場環境づくり	相手の意に反した性的な発言や行動を行うセクシャル・ハラスメントへの認知度は定着してきましたが、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントも許されるものではないとの共通認識を職場全体で培っていかねばなりません。職員間のハラスメントに関する相談や苦情を公正・公平に処理するための職場における必要事項を定め、職員に周知することにより、すべての職員がお互いの人権を尊重しあい、ハラスメントのない良好な職場環境づくりを推進します。	相談件数と内容の公表 啓発セミナーの開催回数	相談件数と内容の公表 啓発セミナーの開催回数	C	・相談件数の内容の公表、啓発セミナーの啓発はできなかった。 ・市消防本部においては、手引きを作成し周知を行った。	・事業実績なし ・市消防本部においては、「ハラスメント防止の手引き」を作成し職員への周知を図った。	・消防本部以外の職場において、職場内におけるハラスメントを防止するための指針となるものが存在しない。	・職場内におけるハラスメントを防止するための指針を作成する。	総務課

第3次男女共同参画基本計画 H29推進計画の評価とH30推進計画(目標)

- A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
- B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
- C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
- D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第3次南魚沼市男女共同参画基本計画推進項目				5年後の具体的目標 (指標)	H29年度計画(目標)	評価	H29評価の理由	H29評価実績	今後の課題	H30年度計画(目標)	担当課	
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	2次基本計画期間の取組状況と 3次基本計画期間における課題と方向性								
	18 ジェンダー統計の実施	43	・男女共同参画に関する調査の実施及び情報資料の収集、提供	市民会議によるアンケート調査や他部署で実施した調査結果をもとに、市民意識の資料として活用しました。 男女共同参画の視点は幅広い分野にわたっているため、他部署で行っている調査結果から資料として抽出することも重要であり、アンケート内容を検討し、情報共有し合える庁内の仕組みづくりが必要です。 啓発の浸透を図る指標としても、意識調査アンケートは必要であり、的確かつ比較的簡便に市民の考えを把握することが出来る手法等を研究するとともに、各部署で実施される講演会や事業の場において、簡易なアンケート調査を実施するなど、機会を捉えた意識調査の実施に努めます。また、アンケート調査実施の際は、男女別、年齢別のデータとして把握できるように設定とし、集計結果のわかりやすい市民への公表を進めます。	・市民会議によるアンケート調査や他部署で実施した調査結果の有効活用 ・男女共同参画に関する意識調査の実施	・市民会議によるアンケート調査や他部署で実施した調査結果などを分析し、男女共同参画に関する市民意識の把握を行います。	B	・市民会議によるアンケート調査について、公表が年度内にできなかった。	・市民会議において行政区における女性役員の登用状況について情報を共有した。	・男女共同参画に関する情報共有の仕組みづくり 市民への分かりやすく効果的な情報提供	・各部署で実施される講演会や事業の場において、簡易なアンケート調査を実施するなど、機会を捉えた意識調査を実施する。	企画政策課